

第3 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処に関する資料

1 生活関連等施設の安全確保に関する資料

(1) 生活関連等施設の概況

市内に所在する生活関連等施設の種類毎の施設数

平成28年4月1日現在

施行令 番号	生活関連等施設の種類	施設数
1	発電所・変電所	4
2	ガス発生設備・ガス精製設備・ガスホルダー	7
3	取水施設・貯水施設・浄水施設・配水池	1
4	鉄道施設・軌道施設	0
5	電気通信事業者がその事業の用に供する交換設備	4
6	国内放送を行う放送局の無線設備	9
7	水域施設・係留施設	1
8	滑走路等・旅客ターミナル施設・航空保安施設	4
9	ダム（1級河川・2級河川のダム）	2
10-1	危険物取扱所（危険物質の規制に関する政令第8条の2の3第3項の特定屋外貯蔵タンク、消防法第12条の7に基づき危険物統括保安管理者を定めなければならない事業所）	37
10-2	毒劇物営業者・特定毒物研究者の取扱所、毒劇物を業務上取り扱う者の取扱所（販売業については1ヶ月間で毒物で50t、又は劇物で1000tを販売した施設）	9
10-3	火薬類の製造所・火薬庫	6
10-4	高圧ガス製造施設・貯蔵設備（第1種製造所、第1種貯蔵所）	59
10-5	核燃料物質使用施設、試験研究用原子炉、加工施設、実用原子力発電所、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物管理施設、廃棄物処理施設	1
10-6	核原料物質使用施設、製錬施設	0
10-7	放射性同位元素使用事業者の取扱所、放射性同位元素廃棄業者	7
10-8	毒薬劇薬の薬局、販売業、製造者	234
10-9	LNGタンク、発電機冷却用水素ポンプ、脱硝酸アンモニアタンク	1
10-10	生物剤・毒素の取扱所、毒性物質の取扱所	3
	（合計）	389

○施行令番号：国民保護法施行令第27条及び第28条の号番号を示す。

（例）1：施行令第27条第1号に規定する施設

10-1：施行令第27条第10号及び同令第28条第1号に規定する施設

○施設の種類欄中の（）部は、括弧内に示した基準により把握したことを示す。

2 消防に関する資料

(1) 消防本部・消防署一覧

平成28年4月1日現在

名称	所在地	電話	F A X	衛星電話
秋田市消防本部	秋田市山王一丁目1-1	823-4000	823-9006	78-005-201-430
秋田消防署	秋田市山王一丁目1-1	823-4100	823-4298	78-005-201-129
土崎消防署	秋田市土崎港四丁目2-10	845-0285	845-0285	
城東消防署	秋田市東通六丁目16-16	832-3404	832-3404	
秋田南消防署	秋田市御野場二丁目15-5	839-9551	839-9551	

3 廃棄物の処理に関する資料

平成28年4月1日現在

(1) 一般廃棄物処分場一覧

①し尿処理施設

施設名	所在地	電話番号	処理能力(kl)
汚泥再生処理センター	秋田市向浜一丁目13-1	863-6633	175

②溶融処理施設

施設名	所在地	電話番号	処理能力(公称)
総合環境センター	秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1-1	839-4816	460t(1日)

③再資源化施設(リサイクルプラザ)

施設名	所在地	電話番号	処理能力(公称)
総合環境センター	秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1-1	839-4816	74t/5h

④再資源化施設（第2リサイクルプラザ）

施設名	所在地	電話番号	処理能力(公称)
総合環境センター	秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1-1	839-4816	32t/5h

⑤最終処分場

施設名	所在地	電話番号	埋立容量(m ³)
総合環境センター	秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝地内	839-4816	93,000

(2)し尿収集運搬機材一覧

①し尿収集運搬許可業者名および保有状況

業者名	所在地	電話番号	台数	総積載量(kg)
五大産業(株)	秋田市茨島一丁目2-6	862-4309	7	25,650
(企)秋田北部清掃興業	秋田市土崎港西二丁目10-20	845-4405	12	54,350
秋田環境システム(株)	秋田市御所野湯本二丁目1-5	826-1525	5	20,500
(有)秋田衛生社	秋田市檜山川口境18-11	833-3125	6	20,900
(有)千秋産業	秋田市牛島東二丁目1-10	833-4207	3	7,200
(株)河辺清掃社	秋田市河辺岩見字萱森留見瀬43	883-2227	3	10,300
計			37	138,900

(3)ごみ収集運搬機材一覧

①ごみ収集車(直営)保有状況

特殊車	台数	総積載量(t)
中型	1	2.50
小型	1	2.00
計	2	4.50

②ごみ収集車（委託）保有状況

業 者 名	所 在 地	電話番号	台数	総積載量(kg)
秋田協同清掃（株）	秋田市新屋豊町4-30	864-7300	11	26,400
大洋ビル管理（株）	秋田市旭北錦町1-14	865-0601	9	20,600
（有）協伸産業	秋田市新屋鳥木町3-1	828-6629	9	19,900
秋田清掃事業協同組合	秋田市茨島一丁目2-6	834-3820	10	23,350
（公財）秋田市総合振興公社	秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1-1	829-3568	16	38,350
協業組合秋田クリーン	秋田市寺内字イサノ76-1	865-5385	9	20,270
（株）河辺清掃社	秋田市河辺岩見字萱森留見瀬43	883-2227	3	8,000
		計	67	156,870

③ごみ収集運搬許可業者名および保有状況

業 者 名	所 在 地	電話番号	特殊車 台 数	ダンプ 台 数	総積載量(kg)
安田興業(有)	秋田市豊岩字石田字坂ノ下64	828-1133	1	1	6,000
長谷部清掃	秋田市横森三丁目4-25	835-3785	2		4,600
オークス(株)	秋田市土崎港相染町字浜ヶ山17-13	857-2323	8	2	23,450
(有) 太平	秋田市濁川字後田36-3	868-6838	4	1	10,300
(有) 秋田衛生社	秋田市櫛山川口境18-11	833-3125	1	1	3,400
(株) エイビック	秋田市東通仲町20-16	833-3957	3	1	7,800
工藤清掃	秋田市下新城中野字琵琶沼218-2	873-5480	1	1	2,350
(株) 東北ビルメンテナンス	秋田市大町三丁目3-36	862-3251	2		4,700
(有) 田口清掃	秋田市新屋高美町8-25	828-1677	5	1	12,250
(有) 武藤清掃サービス	秋田市上北手百崎字境田143	839-0523	3	1	8,400
秋田協同清掃（株）	秋田市新屋豊町4-30	864-7300	22	5	67,650
(有) 丸ノ内サービス	秋田市寺内字大小路207-44	845-7099	6	4	22,650
(企) 秋田北部清掃興業	秋田市土崎港西二丁目10-20	845-4405	2		4,000
大洋ビル管理(株)	秋田市旭北錦町1-14	865-0601	5	2	21,050
(株) 東産商	秋田市外旭川字三千刈133-3	838-2881	1	3	13,200
(有) 佐藤清掃社	秋田市飯島緑丘町16-2	857-0544	3	1	9,000
(有) エスエス環境	秋田市仁井田新田二丁目8-23	839-6605	1		2,000
(福) 秋田県母子寡婦福祉 連合会	秋田市手形住吉町4-26	833-4249	1	2	8,100
(有) 秋田第一清掃	秋田市外旭川字神田280-18	868-0015	3		7,000

業 者 名	所 在 地	電話番号	特殊車 台 数	ダンプ 台 数	総重量(kg)
(株)河辺清掃社	秋田市河辺岩見字萱森留見瀬43	883-2227	2	2	8,750
※男鹿清掃興業(株)	男鹿市船越字内子294	0185-35- 3535		7	21,650
		計	75	35	268,300

※は限定許可

(4) 産業廃棄物処分場一覧

①がれき類の破砕施設

施設名称	所在地	処理能力 (t/日)
秋田舗道(株)	秋田市新屋天秤野1-16	180.00
秋田運送(株)	秋田市向浜一丁目3-10	98.00
(株)東産商	秋田市太平中関字二番片貝沢58-4	2,386.00
(株)伊藤組	秋田市四ツ小屋末戸松本湯ノ沢347-55	480.00
(有)エム・アール・エス・ コーポレーション	秋田市太平黒沢字大屋木40	400.00
世紀東急工業(株)	秋田市飯島字穀丁大谷地98-4 他	320.00
(株)田村建設	秋田市上北手古野字深田沢38-1	2,040.00
(株)アキケン	秋田市土崎港相染町字浜ナシ山7-5	240.00
(有)浜田建設	秋田市浜田字長坂20 他	320.00
ユナイテッド計画(株)	秋田市向浜一丁目1番125 他	4,200.00
(株)阪東商店	秋田市向浜一丁目3-11	20.00
(株)東環	秋田市金足黒川字黒川山1番地80	60.00
(有)鈴兼工務店	秋田市河辺大張野字道ノ下208-1	264.00
秋田・河辺建設リサイクル センター(株)	秋田市河辺戸島字上野73-1 他	120.00
(有)相信興業	秋田市下浜字高德谷地113、114番地	455.20

②木くずの破砕施設

施設名	設置場所	処理能力 (t/日)
(有)エム・アール・エス・ コーポレーション	秋田市太平黒沢字大屋木40 他	711.76
エーピー物流(株)	秋田市向浜一丁目1-60 他	182.00
(株)田村建設	秋田市上北手古野字深田沢38-1 他	560.00
秋田協同清掃(株)	秋田市新屋豊町589-1	12.00
ユナイテッド計画(株)	秋田市向浜一丁目1-159 他	384.44
(株)東産商	秋田市太平中関字二番片貝沢58-4	50.00
アキモク環境テクノセンタ ー(株)	秋田市向浜一丁目8-2	50.00
(有)じゅんかん	秋田市上北手猿田字篠田台98	90.00
(有)BMJ河辺処理センター	秋田市河辺大張野字水口沢79-2	328.00

施設名	設置場所	処理能力 (t/日)
(株)東環	秋田市金足黒川字黒川山 1 - 80	60.00
(株)秋田臨港	秋田市飯島穀丁大谷地242	320.00
日本製紙(株)	秋田市向浜二丁目 1 - 11	144.00

③産業廃棄物の焼却施設

施設名	設置場所	処理能力 (t/日)
エス・ユー開発(株)	秋田市向浜一丁目 1 - 154	18.68
ユナイテッド計画(株)	秋田市向浜一丁目 1 - 42	95.00
日本製紙(株)	秋田市向浜二丁目 1 - 1	76.00
第一三共プロファーマ(株)	秋田市向浜一丁目10 - 1	22.80

④その他の施設

施設名称	所在地	備考
秋田市上下水道局	秋田市豊岩豊巻字上野164 (豊岩浄水場)	汚泥脱水
秋田市上下水道局	秋田市仁井田字新中島221 (仁井田浄水場)	汚泥乾燥
秋田市上下水道局	秋田市八橋本町六丁目12-15 (八橋終末処理場)	汚泥脱水
三菱マテリアル電子化成(株)	秋田市茨島三丁目18 - 1	汚泥脱水
三菱マテリアル電子化成(株)	秋田市茨島三丁目 1 - 6	汚泥乾燥
秋田中央生コン(株)	秋田市飯島字砂田31 - 1	汚泥脱水
秋田協同清掃(株)	秋田市新屋豊町589 - 1 他	廃プラ等の破碎
秋田協同清掃(株)	秋田市新屋豊町589 - 1	廃プラの熔融
秋田協同清掃(株)	秋田市新屋豊町589 - 1	廃プラ等の切断
秋田協同清掃(株)	秋田市河辺戸島字七曲台120 - 95	廃プラ等の破碎・圧縮固化
豊興産(株)	秋田市新屋字関町後232 - 1	汚泥脱水
豊興産(株)	秋田市新屋字関町後232 - 1	汚泥乾燥
ユナイテッド計画(株)	秋田市向浜一丁目 1 - 42	廃油の油水分離
ユナイテッド計画(株)	秋田市向浜一丁目 1 - 42	廃酸・廃アルカリの中和
ユナイテッド計画(株)	秋田市向浜一丁目 1 - 42	シアンの分解
(株)東産商	秋田市向浜一丁目 4 - 8	汚泥造粒固化
(株)東産商	秋田市太平中関字二番片貝沢58 - 4	廃プラの破碎
秋田ジンクリサイクリング(株)	秋田市飯島字古道下川端217 - 9	汚泥等の洗浄・硫酸浸出
(株)東総	秋田市新屋豊町 1 - 58	廃酸・廃アルカリの中和
(株)秋田臨港	秋田市飯島字穀丁大谷地242	廃プラ等の破碎
(株)秋田臨港	秋田市飯島字穀丁大谷地242	廃プラ等の切断
(株)阪東商店	秋田市向浜一丁目 3 - 11	廃プラ等の破碎
(株)阪東商店	秋田市向浜一丁目 3 - 11	廃プラ等の圧縮・切断
(株)東環	秋田市金足黒川字黒川山 1 - 80	廃プラ等の破碎
(株)ストーン	秋田市寺内字神屋敷295 - 40	廃プラ等の破碎

施設名称	所在地	備考
(株)ストーン	秋田市寺内字神屋敷295-40	廃プラ等の切断
エス・ユー開発(株)	秋田市向浜一丁目1-154	廃プラ等の破砕
オークス(株)	秋田市土崎港相染町字浜ナシ山17-13	廃プラの破砕
オークス(株)	秋田市土崎港相染町字浜ナシ山17-13	廃プラの溶融
(有)清水産業	秋田市向浜一丁目1-190	廃プラ等の破砕
(有)清水産業	秋田市向浜一丁目1-190	廃プラ等の圧縮固化
(株)友愛ビルサービス	秋田市中通二丁目6-1	廃プラの溶融
(株)友愛ビルサービス	秋田市外旭川字待合28	廃プラの溶融
植村産業(有)	秋田市仁井田字古川向142	廃プラの溶融
(有)丸ノ内サービス	秋田市寺内字大小路207-44	廃プラの溶融
カイテン(株)	秋田市寺内字大小路207-79	廃プラ等の圧縮
(有)加藤四郎商店	秋田市川尻町字大川反233-52	廃プラ等の切断
秋田大学	秋田市本道一丁目1-1	シアンの分解
秋田製錬(株)	秋田市飯島字古道下川端217-9	ばいじんのばい焼
ジプテック(株)	秋田市茨島一丁目2-10	廃石膏ボードの破砕
(株)YAMANAKA	秋田市飯島字穀丁大谷地98-7	金属類の圧縮
(株)YAMANAKA	秋田市飯島字穀丁大谷地98-7	金属類の切断
(株)リーテックス	秋田市下浜桂根字浜田85-8	金属類の圧縮
北海紙管(株)	秋田市土崎港穀保町130番地1	廃プラ類等の破砕

⑤最終処分場施設

施設名称	所在地	備考
(株)田村建設	秋田市上北手古野字深田沢41 他	安定型
(有)エム・アール・エス・コーポレーション	秋田市太平黒沢字大屋木40 他	安定型 (NO.2)
(有)エム・アール・エス・コーポレーション	秋田市太平黒沢字大屋木40 他	安定型 (NO.3)
総合企画開発(株)	秋田市四ツ小屋小阿地字大杉沢86	安定型
鎌田洋子	秋田市河辺豊成祖神台138 他	安定型
(株)東環	秋田市金足黒川字黒川山1-80	安定型
(株)東環	秋田市金足黒川字黒川山1-80	管理型
(株)東産商	秋田市太平中関字二番片貝沢58-4	管理型
三菱マテリアル電子化成(株)	秋田市新屋町字天秤野153-13	管理型

4 文化財の保護に関する資料

(1) 国・県・市指定等文化財一覧

平成28年4月1日現在

国 指 定 文 化 財 一 覧

No.	種 別	指定年月日	名 称	員 数	所 在 地
1	建造物	昭40.5.29	旧奈良家住宅	1棟	金足小泉字上前8
2	〃	昭48.2.23	嵯峨家住宅	1棟	太平目長崎字上目長崎217
3	〃	平元.5.19	旧黒澤家住宅	5棟	檜山字石塚谷地297-99
4	〃	平2.3.19	天徳寺	4棟	泉三嶽根10-1
5	〃	平2.3.19	佐竹家霊屋	1棟	泉三嶽根地内
6	〃	平5.8.17	藤倉水源地水道施設	1構	山内字上台及び大畑
7	〃	平6.12.27	旧秋田銀行本店本館	1棟	大町三丁目3-21
8	〃	平18.12.19	三浦家住宅	8棟	金足黒川字黒川178
1	彫 刻	昭48.6.6	銅造 阿弥陀如来坐像	1 軀	八橋本町六丁目5-30
1	書 跡	昭34.6.27	紙本墨書 因幡権守重隆家歌合 (巻頭)	1 幅	中通四丁目
1	考古資料	昭53.6.15	人面付環状注口土器	1 口	金足鳩崎後山52 秋田県立博物館
2	〃	昭63.6.6	磨製石斧	4 箇	〃
1	歴史資料	平3.6.21	菅江真澄遊覧記	77冊 12帖	金足鳩崎後山52 秋田県立博物館(寄託)
1	有民俗	昭39.5.29	大沼の箱形くりぶね(きつつ)	1 隻	下北手桜字守沢6-1 雪国民俗資料館
2	〃	昭41.6.11	作業用覆面コレクション	59点	〃
1	無民俗	昭55.1.28	秋田の竿燈		秋田市
2	〃	平9.12.15	土崎神社祭の曳山行事		土崎港
3	〃	平21.3.11	秋田のイタヤ箕製作技術		太平黒沢
1	史 跡	昭9.5.1	平田篤胤墓		手形字大沢21-1
2	〃	昭14.9.7	秋田城跡		寺内地内
3	〃	平8.11.6	地藏田遺跡		御所野地藏田三丁目1-18 ほか
1	名 勝	平19.2.6	旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭) 庭園		旭南南町86-1ほか
1	天然 記念物	昭13.8.8	筑紫森岩脈		河辺三内字柳台

県指定文化財一覽

No.	種別	指定年月日	名 称	員数	所在地
1	建造物	昭28.10.5	彌高神社	2棟	千秋公園1-16
2	〃	昭61.3.25	日吉八幡神社	4棟 12基	八橋本町一丁目4-1
1	絵画	昭28.3.10	十六羅漢像	16幅	泉三嶽根10-1
2	〃	昭29.3.7	紙本着色 秋田風俗絵巻	1巻	金足鳩崎後山52 秋田県立博物館
3	〃	昭46.4.20	紙本墨画 寒山拾得	対幅	旭北寺町4-50
4	〃	昭46.12.18	絹本着色 十六善神	1幅	〃
5	〃	平14.3.19	釈迦三尊像図	1幅	旭北栄町7-42
6	〃	平25.3.22	佐竹曙山 写生帖	3冊	中通二丁目3-8 千秋美術館
7	〃	〃	佐竹曙山筆 湖山風景図	1幅	〃
8	〃	〃	佐竹曙山筆 竹に文鳥図	1幅	〃
9	〃	〃	佐竹曙山筆 燕子花にナイフ図	1幅	〃
10	〃	〃	佐竹曙山筆 紅蓮図	1幅	〃
11	〃	〃	小田野直武筆 笹に白兔図	1幅	〃
12	〃	〃	小田野直武筆 児童愛犬図	1幅	〃
1	彫刻	昭27.11.1	木造 聖徳太子立像	1軀	豊岩豊巻字内縄尻124
2	〃	〃	木造 大日如来坐像	1軀	泉三嶽根1-48
3	〃	〃	木造 愛染明王坐像	1軀	上新城道川字愛染55-2
4	〃	〃	木造 金剛夜叉明王坐像	1軀	〃
5	〃	〃	木造 不動明王立像	1軀	〃
6	〃	〃	木造 毘沙門天立像	1軀	〃
7	〃	昭30.1.24	木造 聖観音	1軀	旭北寺町4-39
8	〃	昭32.2.14	銅造 阿弥陀如来立像	1軀	保戸野鉄砲町3-50
9	〃	昭34.1.7	銅造 十一面観音立像	1軀	旭北寺町4-50
10	〃	昭46.1.9	木造 十一面観音菩薩立像	1軀	〃
1	工芸	昭27.11.1	涅槃図	1幅	寺内神屋敷11-6
2	〃	〃	梵鐘	1口	旭北栄町7-34
3	〃	〃	太刀 銘正恒	1口	新屋表町
4	〃	〃	太刀 銘栗田口	1口	金足鳩崎字後山52 秋田県立博物館 (寄託)
5	〃	昭30.1.24	上絵牡丹文秋田万古急須	1個	中通二丁目3-8 千秋美術館
6	〃	昭31.5.21	道三作 上絵五彩水注	1個	旭北栄町
7	〃	〃	長康亭道三作 染付壺	1個	檜山南中町
8	〃	〃	緑園作 秋田万古蓮急須	1個	中通二丁目3-8 千秋美術館
9	〃	〃	緑園作 秋田万古緑釉蓮湯ざまし	1個	〃
10	〃	昭38.2.5	刀 銘天野河内助藤原高真花押	1口	牛島東五丁目
11	〃	〃	刀 銘出羽秋田住正忠造	1口	東通仲町
12	〃	〃	刀 銘出羽住忠秀刻印	1口	金足鳩崎字後山52 秋田県立博物館

No.	種別	指定年月日	名 称	員数	所在地
13	工芸	昭38.2.5	鐔 壇溪図	1枚	秋田県立博物館
14	〃	昭39.4.16	赤銅金象眼鐔 蕨透之図 銘出羽秋田住正阿弥重恒	1枚	千秋公園1-4 佐竹史料館
15	〃	昭41.3.22	刀 無銘 伝長光	1口	牛島東五丁目
16	〃	〃	刀 無銘 伝志津	1口	土崎港南三丁目
17	〃	昭43.3.19	鐔 銘出羽秋田住正阿弥伝兵衛	1枚	南通築地
18	工芸	昭44.8.9	太刀 銘備州長船兼光	1口	将軍野南三丁目
19	〃	〃	短刀 銘天野藤原高真作 元治元年吉日	1口	金足鳩崎字後山52 秋田県立博物館
20	〃	昭46.1.9	初期伊万里草花紋花瓶	1個	旭北寺町4-50
21	〃	昭48.6.16	刀 銘天野河内助藤原高真 慶応二丙寅八月吉日 忘三森光茂需 作之	1口	金足鳩崎字後山52 秋田県立博物館（寄託）
22	〃	昭50.4.10	馬具	一括	河辺松淵字行人塚
23	〃	昭53.2.14	魚藻文沈金手箱	1合	金足鳩崎字後山52 秋田県立博物館
24	〃	平3.3.19	鐔 あやめ図透彫 銘出羽秋田住 正阿弥二代作享保十八年三月日	1枚	〃
25	〃	平4.3.10	刀 銘羽州住兼廣作 安政四年三月吉日	1口	〃
26	〃	平11.3.12	秋田家資料（刀剣類ほか）	一括	〃
1	書跡	昭27.11.1	出羽一国御絵図	1幅	山王新町14-31 秋田県公文書館
2	〃	昭28.3.10	佐竹侯累代の肖像	12幅	泉三嶽根10-1
3	〃	昭39.11.17	平田篤胤竹画讃	1幅	金足鳩崎字後山52 秋田県立博物館（寄託）
4	〃	〃	平田篤胤書簡	1巻	〃
5	〃	〃	平田篤胤和魂漢才	1幅	〃
6	〃	昭41.3.22	政景日記	24冊	山王新町14-31 秋田県公文書館
7	〃	昭42.9.26	佐竹北家日記	765冊	〃
8	〃	昭46.7.17	即非の書	1幅	旭北寺町4-50
9	〃	〃	亀年禪師書字号	1幅	〃
10	〃	昭60.3.15	季吟・桂葉両吟百韻	1巻	金足鳩崎字後山52 秋田県立博物館
11	〃	平7.3.17	国典類抄	471冊	山王新町14-31 秋田県公文書館
12	〃	平15.3.25	羽陽秋北水土録	11冊	〃
13	〃	平19.3.20	日本六十余州国々切絵図	69枚	〃
14	〃	平23.3.22	御曹子島渡り	1巻	山王新町14-31 秋田県立図書館
15	〃	平25.3.22	秋田藩家蔵文書	61冊	山王新町14-31 秋田県公文書館

No.	種別	指定年月日	名 称	員数	所 在 地
16	書 跡	平26. 3. 25	根本通明文庫	冊子本2, 530冊 折本15帖	山王新町14-31 秋田県立図書館
1	考古資料	昭27. 11. 1	須恵式陶壺	1 個	中通二丁目3-8 千秋美術館
2	〃	昭57. 1. 12	勾玉及び玉類(枯草坂古墳出土)	52点	金足鳩崎字後山52 秋田県立博物館
3	考古資料	〃	鉢形土器(沢田遺跡出土)	1 点	金足鳩崎字後山52 秋田県立博物館
4	〃	昭58. 2. 12	穀丁遺跡出土品(青磁碗他)	一括	〃
5	〃	昭60. 3. 15	古鏡(武藤一郎コレクション)	33面	豊岩豊巻字杉ノ下
6	〃	昭63. 3. 15	秋田城跡SE406井戸跡出土品	一括	寺内焼山9番6号 秋田城跡調査事務所
7	〃	平16. 3. 19	地藏田遺跡出土品	一括	四ッ小屋小阿地字坂ノ下23-2 四ッ小屋遺物収蔵庫
8	〃	平17. 3. 22	戸平川遺跡出土品	21点	金足鳩崎字後山52 秋田県立博物館
9	〃	平18. 3. 20	洲崎遺跡出土人魚木簡	1 点	金足鳩崎字後山52 秋田県立博物館
10	〃	平22. 3. 12	秋田城跡出土と同開珎銀錢	1 枚	寺内焼山9-6 秋田城跡調査事務所
11	〃	〃	大湯環状列石出土品	7 点	金足鳩崎字後山52 秋田県立博物館
12	〃	平23. 3. 22	中杉沢 A 遺跡出土土偶	1 点	〃
13	〃	〃	坂ノ上 F 遺跡出土土偶	1 点	四ッ小屋小阿地字坂ノ下23-2 四ッ小屋遺物収蔵庫
14	〃	〃	虫内 I 遺跡出土土偶	2 点	金足鳩崎字後山52 秋田県立博物館
15	〃	〃	鑑田遺跡出土土偶	2 点	〃
16	〃	平24. 3. 23	戸平川遺跡出土土面	3 点	〃
17	〃	平24. 3. 23	地方遺跡出土土面	1 点	四ッ小屋小阿地字坂ノ下23-2 四ッ小屋遺物収蔵庫
18	〃	平25. 3. 22	伊勢堂岱遺跡出土品	39点	金足鳩崎字後山52 秋田県立博物館
19	〃	平28. 3. 30	湯ノ沢 F 遺跡出土品	117点	四ッ小屋小阿地字坂ノ下23-2 四ッ小屋遺物収蔵庫
1	歴史資料	昭61. 3. 25	秋田街道絵巻	3 巻	中通二丁目3-8 千秋美術館
2	〃	昭63. 3. 15	秋田領給人町絵図	7 鋪	山王新町14-31 秋田県立図書館

No.	種別	指定年月日	名 称	員 数	所 在 地
3	歴史資料	平元. 3. 17	久保田城下絵図	1鋪 2幅	金足鳩崎字後山52 秋田県立博物館 山王新町14-31 秋田県立図書館
4	〃	平3. 3. 19	紙本金地着色男鹿図屏風	6曲 1双	金足鳩崎字後山52 秋田県立博物館
5	〃	〃	久保田城下絵図	1鋪 2幅	山王新町14-31 秋田県立図書館
6	〃	平16. 3. 19	検地図絵及び下絵	2巻	金足鳩崎字後山52 秋田県立博物館（寄託）
7	〃	平22. 3. 12	秋田県行政文書	20,748 点	山王新町14-31 秋田県公文書館
8	〃	平23. 3. 23	藤倉神社石製狛犬	1対	山内字藤倉 8
9	歴史資料	平23. 3. 23	金刀比羅神社石製狛犬	1対	土崎港中央六丁目1-2
1	有民俗	昭29. 3. 7	検地竿	1口	金足鳩崎字後山52 秋田県立博物館（寄託）
2	〃	平4. 4. 10	県内木造船資料	13点	金足鳩崎字後山52 秋田県立博物館
3	〃	平5. 4. 9	秋田柚子造材之画	1点	〃
1	無民俗	昭49. 10. 12	秋田万歳		飯島西袋三丁目
2	〃	平20. 3. 21	太平と角館のイタヤ細工製作技術		太平黒沢
1	史跡	昭27. 11. 1	如斯亭		旭川南町86-1ほか
2	〃	昭28. 10. 5	上代窠跡		上新城五十丁字小林地内
3	〃	昭30. 1. 24	万固山天徳寺		泉三嶽根10-1
4	〃	平11. 3. 12	豊島館跡		河辺戸島字戸島館 河辺北野田高屋字薬師沢
5	〃	平26. 3. 25	菅江真澄墓		寺内大小路137
1	天然 記念物	昭62. 3. 17	女潟湿原植物群落		金足小泉字女潟 1

市 指 定 文 化 財 一 覧

No.	種 別	指定年月日	名 称	員 数	所 在 地
1	建造物	昭37. 4. 9	石造り五重塔	1 基	八橋本町六丁目10-18
2	〃	昭63. 9. 6	新波神社本殿の腰組み細工基礎建築	1 式	雄和新波字樋口16
3	〃	平2. 4. 10	御物頭御番所	1 棟	千秋公園1-7
4	〃	〃	秋田聖救主教会聖堂	1 棟	保戸野中町6-36
5	〃	平3. 7. 18	旧松倉家住宅	住宅 1棟 土蔵 2棟	旭南二丁目7-29
6	〃	平6. 3. 4	補陀寺山門	1 棟	山内字田中26
7	〃	平9. 10. 22	旧金子家住宅	住宅 1棟 土蔵 1棟	大町一丁目3-31
8	〃	平13. 3. 2	補陀寺本堂	1 棟	山内字田中26
9	〃	平23. 3. 3	藤倉神社宮殿	1 基	山内字藤倉8
1	絵 画	昭38. 2. 26	阿弥陀二十五菩薩来迎図	1 幅	保戸野鉄砲町3-50
2	〃	昭39. 4. 3	十三仏絵	1 幅	泉三嶽根10-1
3	〃	昭40. 4. 12	来迎阿弥陀如来図	1 幅	旭南一丁目5-28
4	〃	昭43. 3. 26	聖観世音菩薩像 佐竹義和筆	1 幅	泉三嶽根10-1
5	〃	昭45. 3. 31	絹本着色 涅槃図 狩野定信筆	1 幅	檜山金照町1-31
6	〃	〃	絹本着色 涅槃図 狩野定信筆	1 幅	旭南一丁目6-17
7	〃	昭45. 3. 31	紙本淡彩 寒山拾得	対幅	泉三嶽根10-1
8	〃	昭46. 4. 4	佐竹義和筆「水墨山水」	1 幅	千秋公園1-4 佐竹史料館
9	〃	昭47. 1. 5	紙本水墨 達磨像 佐竹義敦筆	1 幅	泉三嶽根10-1
10	〃	昭47. 4. 26	佐竹義文筆「双鹿」と「鷹と鷲」	2 幅	雄和相川字高野
11	〃	昭48. 3. 14	武蔵野屏風	1 双	泉三嶽根10-1
12	〃	〃	古代物語屏風	1 双	〃
13	〃	平15. 3. 18	絹本着色 花鳥図 佐々木原善筆	1 幅	〃
14	〃	平20. 3. 25	親鸞聖人絵伝	4 幅	大町五丁目7-2
15	〃	平21. 2. 26	絹本着色 獵夫 平福百穂筆	1 幅	中通二丁目3-8 千秋美術館
16	〃	平24. 3. 1	絹本着色 岩に秋海棠と蛙図 小田野直武筆	1 幅	〃
1	彫 刻	昭37. 4. 9	銅造 阿弥陀如来立像	1 軀	新屋栗田町27-8
2	〃	〃	能・狂言面	13面	太平山谷字野田 生面神社
3	〃	昭38. 2. 26	木造 文殊菩薩坐像	1 軀	大町五丁目
4	〃	昭42. 3. 30	銅造 十一面観音立像	1 軀	手形字蛇野89
5	〃	昭45. 3. 31	木造 釈迦如来座像	1 軀	旭南一丁目6-17
6	〃	〃	木造 阿難尊者立像	1 軀	〃

No.	種 別	指定年月日	名 称	員 数	所 在 地
7	彫 刻	昭45. 3. 31	木造 迦葉尊者立像	1 軀	旭南一丁目6-17
8	〃	昭46. 3. 17	木造 虚空蔵菩薩座像	1 軀	下新城岩城字下向190
9	〃	〃	木造 不動明王座像	1 軀	大町四丁目5-37
10	〃	〃	木造 弘法大師座像	1 軀	〃
11	〃	〃	木造 弘法大師座像	1 軀	川元松丘町5-16
12	〃	昭46. 4. 4	北辰妙見像	1 体	雄和新波字樋口16
13	〃	〃	僧形八幡	1 体	雄和平沢字水沢99
14	〃	昭47. 1. 5	木造 観音菩薩座像	1 軀	檜山南新町上丁
15	〃	昭50. 9. 25	新波神社の力士	8 体	雄和新波字樋口16
16	〃	〃	新波神社の竜	2 体	〃
17	〃	平10. 3. 20	天徳寺仁王像	1 対 (2軀)	泉三嶽根10-1
18	〃	平16. 3. 26	不動明王三尊立像	1 対 (3軀)	泉三嶽根1-48
1	工 芸	昭37. 4. 9	釣燈籠	1 個	檜山南中町
2	〃	昭38. 2. 26	甲冑	1 領	千秋公園1-4 佐竹史料館
3	〃	昭39. 4. 3	駕籠乗物	各1丁	泉三嶽根10-1
4	〃	〃	調度文房具	一式	〃
5	〃	昭42. 3. 30	平造短刀 銘佐竹源義富作	1 口	土崎港東一丁目2-20
6	〃	昭45. 3. 31	経机	1 脚	旭南一丁目6-17
7	〃	〃	黒塗紺糸緘具足	1 領	千秋公園1-4 佐竹史料館
8	〃	昭45. 3. 31	人色皮包仏胴黒糸緘具足	1 領	千秋公園1-4 佐竹史料館
9	〃	〃	金象嵌歌入之御筒	1 挺	〃
10	〃	昭46. 3. 17	木地彫之鞍 銀象眼花菱内鉄菊水之鐙	1 通	〃
11	〃	〃	青貝猿猴蒔絵鞍・鐙	1 通	〃
12	〃	〃	黒塗草花金物付鞍 黒塗無地片笑鐙	1 通	〃
13	〃	〃	黒塗放駒蒔絵鞍	1 背	〃
14	〃	〃	阿古陀形十二間覆輪筋兜	1 具	〃
15	〃	昭47. 1. 5	染付土風炉 道三作	1 基	檜山南新町上丁
16	〃	平3. 7. 18	紫糸素懸緘黒羅紗包二枚胴具足	1 領	千秋公園1-4 佐竹史料館 (寄託)
17	〃	〃	本小札紺糸緘二枚胴具足	1 領	千秋公園1-4 佐竹史料館
18	〃	平6. 3. 4	紫糸素懸緘五枚胴具足	1 領	千秋公園1-8
19	〃	平7. 2. 27	伊予札黒韋素懸緘二枚胴具足	1 領	〃
20	〃	平15. 3. 18	石造宮殿	1 基	土崎港中央六丁目1-38
21	〃	平23. 3. 3	黒漆塗本小札萌黄糸威肩白胴丸具足	1 領	泉三嶽根
1	書 跡	昭39. 4. 3	黄檗宗隠元木庵即非三禅師法語	1 幅	泉三嶽根10-1
2	〃	〃	佐竹義処写経 妙法蓮華経	8 卷	〃
3	〃	昭41. 3. 30	新居の垂語	1 幅	大町四丁目

No.	種 別	指定年月日	名 称	員 数	所 在 地
4	書 跡	昭46. 4. 4	石井露月筆桐襖の俳句	4枚 8句	雄和椿川字方福
5	〃	昭48. 3. 14	写経 紺紙金泥妙法蓮華経	8巻	泉三嶽根10-1
6	〃	昭58. 2. 23	紙本墨書千戴集切 (俊成書)	1巻	河辺岩見字鵜養
7	〃	平3. 7. 9	石井露月直筆草稿	7冊	雄和女米木字宝生口
8	〃	平16. 9. 21	石井露月交友書簡	2,831 点	〃
1	古文書	昭40. 4. 12	久保田町記録	1冊	大町三丁目
2	〃	昭41. 3. 30	米沢町記録	123点	山王新町14-31 秋田県公文書館
3	〃	〃	牛島村肝煎日記	2冊	茨島六丁目
4	〃	〃	湊町古絵図	1枚	土崎港中央五丁目
5	〃	〃	大町三丁目丁代日記	1冊	仁井田字潟中島
6	〃	〃	鍛冶町文書	8冊	千秋明德町4-4 中央図書館明德館
7	〃	昭54. 10. 9	新屋肝煎文書	18冊	〃
8	〃	昭63. 9. 6	菅野家文書	2点	雄和神ヶ村字陣笠
9	〃	昭63. 12. 1	黒印御定書	1巻	河辺三内字尼沢59-5 旧河辺農林漁業資料館
10	〃	平元. 4. 10	川口町丁代文書	3冊	山王新町14-31 秋田県公文書館
11	〃	平21. 2. 26	黒澤家日記	148冊	千秋公園1-4 佐竹史料館
12	〃	平24. 3. 1	渋江和光日記	98冊	山王新町14-31 秋田県公文書館
13	〃	平26. 3. 27	旧下淀川村武藤助左衛門家伝来文書	168点	千秋公園1-4 佐竹史料館(寄託)
14	〃	平28. 3. 20	嵯峨家上北手文書	552点	上北手大山田字太平沢97
1	考古資料	昭39. 4. 3	須恵器つぼ	1個	八橋本町三丁目
2	〃	昭43. 4. 26	上新城地区出土品	46点	上新城五十丁字小林190-1 旧上新城中学校
3	〃	昭44. 12. 9	須恵器 (湯野目出土)	1点	雄和下黒瀬字湯野目
4	〃	〃	須恵器 (山崎山出土)	1点	雄和新波字寺沢32-8 旧雄和ふるさとセンター
5	〃	〃	風字二面硯	1点	雄和新波字寺沢32-8 旧雄和ふるさとセンター (寄託)
6	〃	昭47. 4. 26	須恵器 (長者屋敷出土)	1点	雄和新波字寺沢32-8 旧雄和ふるさとセンター
7	〃	昭60. 3. 1	瓊宮功德水の石造八角井戸側	1組	寺内焼山9-6 秋田城跡調査事務所
8	〃	昭63. 12. 1	須恵器系甕	1個	河辺三内字飛沢上段

No.	種 別	指定年月日	名 称	員 数	所 在 地
9	考古資料	平8. 3. 1	水車発電機	1 台	河辺三内字尼沢59-5 旧河辺農林漁業資料館
10	〃	平25. 3. 27	秋田城跡出土朧衣壺	一括	寺内焼山9-6 秋田城跡調査事務所
11	〃	平26. 3. 27	秋田城跡出土非鉄製小札甲	一括	寺内焼山9-6 秋田城跡調査事務所
12	〃	平27. 3. 5	秋田城跡 S G 6 3 沼地跡出土祭祀遺物	一括 (116点)	〃
1	歴史資料	昭39. 4. 3	佐竹藩主夫人像	3 幅	泉三嶽根10-1
2	〃	昭42. 3. 30	佐竹義篤、佐竹義昭の書状	1 幅	〃
3	〃	昭45. 3. 31	絹本着色 八幡太郎義家肖像	1 幅	〃
4	〃	〃	絹本着色 新羅三郎義光肖像	1 幅	〃
5	〃	〃	森川文庫 附余楽庵	一括	新屋日吉町8-26ほか
6	〃	昭46. 3. 17	福城寺古過去帳	2 冊	下新城岩城字下向190
7	〃	昭46. 4. 4	制札	3 枚	雄和平沢字水沢
8	〃	昭47. 1. 5	佐竹義和の書跡	一括	泉三嶽根10-1
9	〃	昭54. 10. 9	五明文庫	一括	千秋明德町4-4 中央図書館明德館（寄託）
10	〃	昭63. 12. 1	札山制札	1 枚	河辺大沢字堂ノ下
11	〃	〃	札山制札	1 枚	河辺和田字坂本北
12	〃	平元. 4. 10	外町屋敷間数絵図	1 幅	山王新町14-31 秋田県立図書館
13	〃	平5. 4. 15	御城下絵図	1 幅	千秋公園1-4 佐竹史料館
14	〃	〃	御城中略図	1 幅	〃
15	〃	平8. 3. 11	御城下絵図	1 幅	〃
16	〃	平11. 3. 12	破魔矢 棟札	1 対	河辺北野田高屋字前田
17	〃	平11. 3. 12	破魔矢	1 本	河辺岩見字鶺鴒
18	〃	平17. 3. 29	伝久保田城杉戸	4 枚	泉三嶽根10-1
19	〃	平25. 3. 27	聲体寺亀趺碑	1 基	秋田市保戸野鉄砲町3-44
1	無 形	平 8. 3. 11	秋田銀線細工		秋田市
2	〃	平12. 3. 2	オエダラ箕		太平黒沢
1	有民俗	昭47. 1. 5	紙本着色 空素沼請雨法壇荘厳図	1 幅	泉三嶽根10-1
2	〃	昭48. 3. 14	倉稻魂神碑	1 基	川尻上野町4 珍宝神社
3	〃	平8. 4. 24	蝦夷錦赤地牡丹紋様七条袷袷	1 領	雄和下黒瀬字野中8
4	〃	平10. 3. 20	倉稻魂神碑	1 基	檜山登町10-1
5	〃	平11. 2. 26	筆塚	7 基	八橋本町四丁目4-3
6	〃	平20. 3. 25	熊野観心十界曼陀羅図	1 幅	寺内神屋敷11-6
7	〃	平22. 3. 2	熊野観心十界曼陀羅図	1 幅	大町五丁目7-54
1	無民俗	昭42. 3. 30	黒川番楽		金足黒川
2	〃	〃	山谷番楽		太平山谷字野田
3	〃	昭53. 2. 17	女米木ばやし	1 件	雄和女米木
4	〃	〃	萱ヶ沢番楽	1 件	雄和萱ヶ沢

No.	種 別	登録年月日	名 称	員 数	所 在 地
5	無民俗	昭54.10.9	羽川剣ばやし		下浜羽川
6	〃	平10.6.26	寺沢の悪魔はらい	1件	雄和芝野新田字寺沢
7	〃	平14.3.27	川尻の鹿嶋祭		川尻地区
8	〃	〃	檜山の鹿嶋祭		檜山地区
9	〃	平17.3.29	日吉神社山王祭		新屋地区
10	〃	平28.3.30	新屋の鹿嶋祭		新屋地内
1	史 跡	昭41.3.30	全良寺官修墓地		八橋本町六丁目5-30
2	〃	昭43.3.26	栗田神社		新屋栗田町1-28
3	〃	〃	黒川ロータリー式5号井	1基	金足黒川字小草生津
4	〃	昭44.10.14	街道の松	3本	雄和相川字銅屋地内
5	〃	昭46.4.4	総墓	1基	雄和平沢字水沢
6	〃	昭54.5.10	大張野行在所跡		河辺大張野字道ノ下341-1
7	〃	平16.9.21	露月山廬書斎	1式	雄和女米木字宝生口
8	〃	平18.3.28	柳沢遺跡		手形山南町29-82 広面字柳沢29-2
1	名 勝	昭51.12.24	新波神社の境内	1式	新波字樋口16
2	〃	平20.3.25	千秋公園（久保田城跡）		千秋公園4-19ほか
1	天然 記念物	昭44.10.14	高尾神社里宮の大杉	1本	雄和女米木字猫沢77-1
2	〃	昭48.3.14	旭さし木（けやき）	1本	寺内大小路
3	〃	〃	柳田のけやき	1本	柳田字佐渡端165 火結神社境内
4	〃	〃	川口のいちよう	1本	川元小川町1-30
5	〃	〃	八田の親杉	1本	下浜八田字上台133
6	〃	昭52.12.12	りゅうきゅうつつじ	1本	河辺岩見字鶺鴒
7	〃	〃	いちい	3本	河辺岩見字鶺鴒
8	〃	昭56.2.5	もみの木	1本	河辺岩見字鶺鴒
9	〃	平4.4.23	竹の花の一本杉	1本	雄和新波字寺沢32-8
10	〃	平14.3.27	白幡の森		下浜名ヶ沢字曲田地内
11	〃	平27.3.25	待入堤の水草群落	51,735 m ²	金足高岡字井内沢57

登録文化財

登録有形文化財

No.	種 別	登録年月日	名 称	員 数	所 在 地
1	建 造 物	平12. 9. 26	秋田公立美術工芸短期大学 実習棟一号棟	1 棟	新屋大川町12-3
2	〃	〃	秋田公立美術工芸短期大学 実習棟二号棟	1 棟	〃
3	〃	〃	秋田公立美術工芸短期大学 実習棟三号棟	1 棟	〃
4	〃	〃	秋田公立美術工芸短期大学 大学開放センター工芸体験棟	1 棟	〃
5	〃	〃	秋田公立美術工芸短期大学 大学開放センターギャラリー棟	1 棟	〃
6	〃	〃	秋田公立美術工芸短期大学 大学開放センター地域交流棟	1 棟	〃
7	〃	〃	秋田公立美術工芸短期大学 創作工房棟	1 棟	〃
8	〃	〃	秋田市立新屋図書館 倉庫棟	1 棟	新屋大川町12-26
9	〃	〃	高砂堂店舗	1 棟	保戸野通町
10	〃	〃	旧大島商会店舗	1 棟	大町六丁目5-7
11	〃	平15. 7. 1	秋田県ゆとり生活創造センター昭 和館（旧佐藤家住宅）主屋	1 棟	上北手荒巻字堺切24-2
12	〃	〃	秋田県ゆとり生活創造センター昭 和館（旧佐藤家住宅）土蔵	1 棟	〃
13	〃	平16. 3. 29	里の家（旧大宮家住宅）主屋	1 棟	雄和妙法字糠塚21
14	〃	平16. 11. 8	新波神社拜殿	1 棟	雄和新波字樋口16
15	〃	平17. 11. 10	國萬歳酒造主屋	1 棟	新屋元町
16	〃	〃	國萬歳酒造配場	1 棟	〃
17	〃	〃	國萬歳酒造室	1 棟	〃
18	〃	〃	國萬歳酒造南仕込蔵	1 棟	〃
19	〃	〃	國萬歳酒造北仕込蔵	1 棟	〃
20	〃	〃	國萬歳酒造作業場	1 棟	〃
21	〃	〃	國萬歳酒造洋館	1 棟	〃
22	〃	平18. 3. 2	旧奈良家住宅味噌蔵	1 棟	金足小泉字上前8
23	〃	〃	旧奈良家住宅文庫蔵	1 棟	〃
24	〃	〃	旧奈良家住宅座敷蔵	1 棟	〃
25	〃	〃	旧奈良家住宅新住居	1 棟	〃
26	〃	平18. 3. 2	旧奈良家住宅南米蔵	1 棟	金足小泉字上前8
27	〃	〃	旧奈良家住宅北米蔵	1 棟	〃
28	〃	〃	旧奈良家住宅北野小休所	1 棟	〃
29	〃	平18. 8. 3	森九商店主屋	1 棟	新屋表町
30	〃	〃	森九商店工場	1 棟	〃
31	〃	〃	森九商店仕込蔵	1 棟	〃

No.	種 別	登録年月日	名 称	員 数	所 在 地
32	建 造 物	平22. 4. 28	ひろ建築工房事務所兼主屋及び土蔵 (旧高彦製麺所店舗兼主屋及び土蔵)	1 棟	新屋元町
33	〃	平26. 4. 25	那波紙店店舗兼主屋	1 棟	大町4 - 219他
34	〃	〃	那波紙店文庫蔵	1 棟	〃
35	〃	〃	那波紙店商品蔵	1 棟	〃
36	〃	〃	那波紙店向かい蔵	1 棟	大町5
37	〃	〃	那波紙店五号倉庫	1 棟	大町5
38	〃	〃	新政酒造吟醸蔵	1 棟	大町6
39	〃	〃	新政酒造明醸蔵	1 棟	〃
40	〃	〃	新政酒造愛醸蔵	1 棟	〃
41	〃	〃	新政酒造旧感恩講東粃蔵及び米蔵	1 棟	〃
42	〃	〃	新政酒造旧感恩講西粃蔵	1 棟	〃

登録記念物

1	記念物	平20. 7. 28	田沢湖のクニマス（標本）	1 件	金足鳩崎後山52 秋田県立博物館
---	-----	------------	--------------	-----	---------------------

5 被災情報に関する資料

(1) 火災・災害等即報要領

昭和59年10月15日	消防災第267号	消防庁長官
改正	平成6年12月	消防災第279号
	平成7年4月	消防災第83号
	平成8年4月	消防災第59号
	平成9年3月	消防情第51号
	平成12年11月	消防災第98号
		消防情第125号
	平成15年3月	消防災第78号
		消防情第56号
	平成16年9月	消防震第66号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第22条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第22条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告を求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（昭和57年12月28日付消防救第53号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合をいう。(1)及び(5)において同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

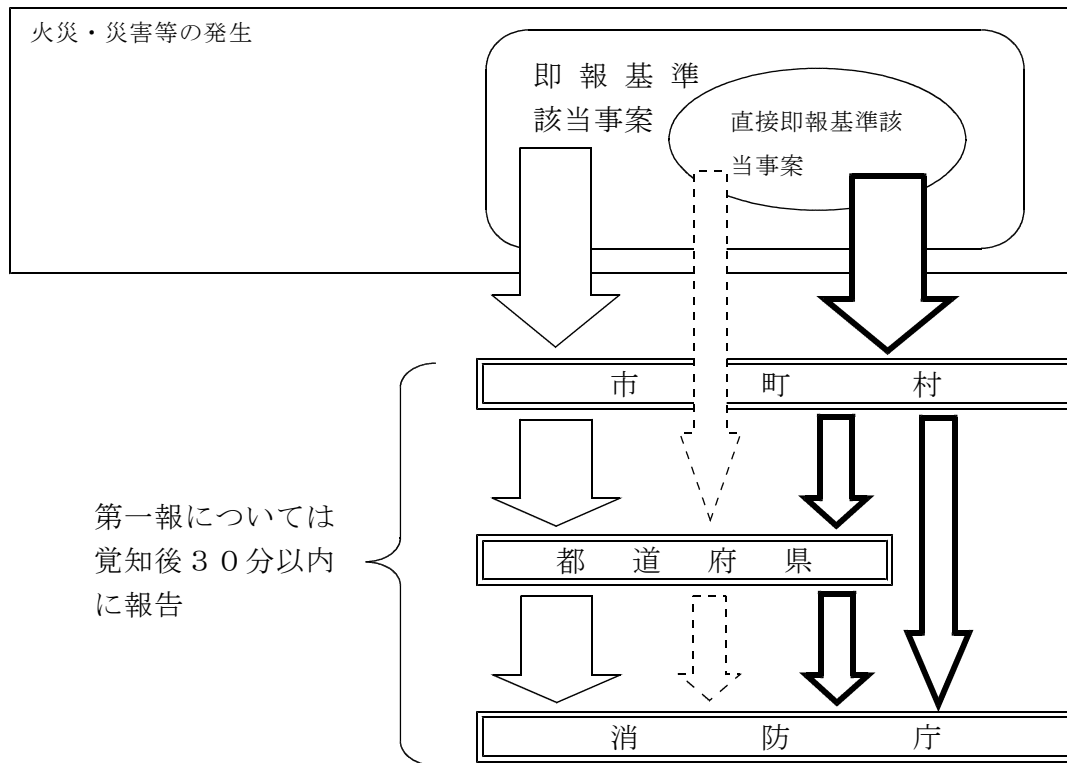
(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。

(3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。

(4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早

く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については、省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救

急・救助事故即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

(2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

(3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

(4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあつては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。

(5) (1)から(5)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

1) 死者が3人以上生じたもの

2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあつても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

1) 特定防火対象物で死者の発生した火災

2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災

4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

- 5) 損害額1億円以上と推定される火災
- イ) 林野火災
 - 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
 - 2) 空中消火を要請したもの
 - 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの
- ウ) 交通機関の火災
 - 船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの
 - 1) 航空機火災
 - 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
 - 3) トンネル内車両火災
 - 4) 列車火災
- エ) その他
 - 以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの
 - (例示)
 - ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災
- イ) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故
 - (例示)
 - ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
 - 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
 - 3) 特定事業所内の火災(1)以外のもの。
- ウ) 危険物等に係る事故
 - 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)
 - 1) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの
 - 2) 負傷者が5名以上発生したもの
 - 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたものの
 - 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
 - 5) 海上、河川への危険物等流出事故
 - 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故
- エ) 原子力災害等
 - 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
 - 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
 - 3) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
 - 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
- オ) その他特定の事故
 - 可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故

(例示)

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの
- オ 火山災害
 - 1) 臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制等を行ったもの
 - 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (3) 社会的影響基準
 - (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

- ア 交通機関の火災
 - 第2の1の(2)のアのウ) に同じ。
- イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 第2の1の(2)のイ1)、2) に同じ。
- ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）
 - 1) 第2の1の(2)のウ1)、2) に同じ
 - 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
 - 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - ①海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - ②500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
 - 4) 市街地又は高速道路上におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
 - 5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- エ 原子力災害等
 - 第2の1の(2)のエに同じ。

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転落等による救急・救助事故
- 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2) に同じ

4 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動の状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の5)又は6)に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) 罹災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

3) 林野火災

ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

イ) 林野の植生

ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

4) 交通機関の火災

ア) 車両、船舶、航空機等の概要

イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となつた物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被爆ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア)「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ)「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動の状況

出動した救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

<災害即報>

4 第4号様式

1) 第4号様式—その1（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

(7) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

(4) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

(9) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(5) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況

(4) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

(例)

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式—その2（被害状況即報）

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

(例)

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・災害ボランティアの活動状況

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他		
出火場所			
出火日時 (覚知日時)	(月 日 時 分) (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) (月 日 時 分)
火元の業態・用途		事業所名 (代表者氏名)	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	
焼損程度	焼損棟数 } 計 棟 全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや	焼損面積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a
り災世帯数		気象状況	
消防活動状況	消防本部 (署) 台 人 消防団 台 人 その他		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

事故名 { <ul style="list-style-type: none"> 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故 	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
	市 町 村 (消防本部名)	
	消防庁受信者氏名 _____	報告者名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()		
発生場所			
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕	
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分
消防覚知方法	気象状況		
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ()	物質名	
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他 ()		
施設の概要	危険物施設の区分		
事故の概要			
死傷者	死者 (性別・年齢) 人	負傷者等 重症 人(人) 中等症 人(人) 軽症 人(人)	
消防防災活動状況及び救急・救助活動状況	出場機関	出場人員	出場資機材
	事 自衛防災組織	人	
	業 共同防災組織	人	
	所 その他	人	
	消防本部 (署)	台人	
	消 防 団	台人	
	海上保安庁	人	
	自 衛 隊	人	
そ の 他	人		
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

消防庁受信者氏名	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
	市町村 (消防本部名)	
	報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	(月 日 時 分) (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者 (性別・年齢) 計 人 不明 人	負傷者等 重症 人(人) 中等症 人(人) 軽症 人(人)	
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
 (注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____（第 報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

災 害 の 概 況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分			
被 害 の 状 況	死 傷 者	死 者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負 傷 者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設 置 状 況	(都道府県)				(市町村)				

（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式 (その2)
(被害状況即報)

都道府県				区分		被害	
災害名 ・ 報告番号	災害名 第 報		そ	田	流失・埋没	ha	
	(月 日 時現在)				冠 水	ha	
報告者名			畑	そ	流失・埋没	ha	
					冠 水	ha	
報告者名				文教施設	箇所		
報告者名				病院	箇所		
区分		被害		道路	箇所		
人的被害	死者	人		橋りょう	箇所		
	行方不明者	人		河川	箇所		
	負傷者	重傷	人		港湾	箇所	
		軽傷	人		砂防	箇所	
住家被害	全壊	棟		の 他	清掃施設	箇所	
		世帯			崖くずれ	箇所	
		人			鉄道不通	箇所	
	半壊	棟			被害船舶	隻	
		世帯			水道	戸	
		人			電話	回線	
	一部破損	棟			電気	戸	
		世帯			ガス	戸	
		人			ブロック塀等	箇所	
	床上浸水	棟					
		世帯					
		人					
床上浸水	棟		り	災世帯数	世帯		
	世帯		り	災者数	人		
	人		火災発生	建物	件		
非住家	公共建物	棟		危険物	件		
	その他	棟		その他	件		

区		分	被	害	都道府県								
公立文教施設		千円							災等 害の 対設 策置 本状 部況	市 町 村			
農林水産業施設		千円											
公共土木施設		千円											
その他の公共施設		千円											
小計		千円											
公共施設被害市町村数		団体											
その他	農業被害	千円			災害適用市 救町村 助名 法								
	林業被害	千円											
	畜産被害	千円											
	水産被害	千円											
	商工被害	千円											
	その他	千円											
被害総額		千円			消防職員出動延人数	人							
					消防団員出動延人数	人							
備考	<p>災害発生場所</p> <p>災害発生年月日</p> <p>災害の種類概況</p> <p>応急対策の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況 												

※被害額は省略することができるものとする。